

岩手県告示第644号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、陸前高田都市計画事業奈々切・大石土地区画整理事業の換地処分をした旨陸前高田市から届出があった。

平成24年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也